

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第14-13号**

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則第14-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p><b>第4条の2</b> 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）<u>第2条第3号、第4号、第7号及び第8号</u>に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する<u>規則第6条第2項第2号又は第3号に規定する職員（同項第3号に規定する職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）</u>として在職した期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p><b>第4条の2</b> 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）<u>第2条第3号から第5号まで並びに第8号及び第9号</u>に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当に関する<u>規則第6条第2項第2号の規定の適用を受ける職員</u>として在職した期間</p> <p>(4) (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。